

排水設備指定工事店 申請書類確認表（法人）

「指定店の新規認定及び更新」に必要な添付書類

添付書類		チェック
1	塩尻市公共下水道排水設備指定工事店(新規・更新)指定申請書(様式第2号(第7条関係))	
2	誓約書	
3	登記簿謄本	
4	定款の写し	
5	営業所の平面図及び付近見取図(様式第2号の2(第7条関係))	
6	営業所内部及び外部の写真	
7	専属責任技術者名簿(様式第2号の3(第7条関係))	
8	責任技術者の登録番号を証明するもの	
9	責任技術者との雇用関係を証明するもの	
10	機械器具調書	
11	旧指定店証(更新の場合)	
12		

様式第2号(第7条関係)

塩尻市公共下水道排水設備指定工事店(新規・更新)指定申請書

年 月 日

(あて先)塩尻市長

申請者	ふりがな 営業所名及び 所在地	電話 ()		
	ふりがな 代表者氏名		印	

(印については、法人(営業所)印又は代表者印を押印)

塩尻市公共下水道条例第6条の規定により、指定工事店の指定を申請します。

[添付書類]

- 1 塩尻市公共下水道条例第7条第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 2 申請者の住民票記載事項証明書及び経歴書又は法人にあつては登記事項証明書、定款の写し及び役員についての前号に定める書類
- 3 営業所の平面図及び付近見取図(様式第2号の2)並びに写真
- 4 専属責任技術者名簿(様式第2号の3)及び責任技術者証の写し並びに雇用関係を証する書類
- 5 排水設備工事の施行に必要な機械器具を有していることを証する書類
- 6 指定の更新を受けようとする者にあつては、指定工事店証

誓 約 書

塩尻市長 小 口 利 幸 様

本営業所並びに本営業所の役員及び専属する責任技術者は、
塩尻市公共下水道条例第7条第4号ア～カのいずれにも該当
しない旨誓約します。

年 月 日

(社名)

印

【抜粋】塩尻市公共下水道条例第7条

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 心身の故障により排水設備工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が別に定めるもの
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 第10条第5項の規定により責任技術者の登録を取り消されてから2年を経過しない者
- エ 第16条の規定により指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過しない者(法人にあっては、その役員を含む。)
- オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

【抜粋】塩尻市公共下水道条例施行規程第7条の2

条例第7条第4号アに規定する管理者が別に定める者は、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者とする。

営業所の平面図及び付近見取図

平面図

付近見取図

[備考]

- 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態が分かるものを数枚添付すること。
- 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 3 付近見取図は、主な目標物を入れて分かりやすく記入すること。

様式第2号の3 (第7条関係)

専属責任技術者名簿

年 月 日

(あて先)塩尻市長

営業所名

所在地

電話

代表者氏名

印

登録番号	ふりがな 氏名	現住所
第 号		
第 号		
第 号		

[添付書類]

- 1 責任技術者証の写し
- 2 専属していることを確認できるものとして、次のうちいずれか一つ
 - (1) 組合健康保険又は政府管掌健康保険の被保険者証(国民健康保険被保険者証は除く。)の写し
 - (2) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - (3) 責任技術者に係る賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し

別紙

機械器具調書

年 月 日現在

※リースの場合その旨を明記

種 別	名 称	型式・性能	数量	備考
土木工事に必要な機械器具				
管の切断・接合に必要な機械器具				
地盤高を測る機械器具				
運搬車両など				
その他				

氏名または名称

印